

別府市議会基本条例

条例の概要

別 府 市 議 会

なぜ議会基本条例が必要か？

これまでも別府市議会の活性化を図るため、他市に遅れることなく、**精力的な議会改革**に取り組んできました。

- ・市民と議会との対話集会の実施(3年目)
- ・政策条例の取り組み(協働のまちづくり、政治倫理)
- ・議決結果・賛否の公表、政務活動費の公開

この議会改革の動きを後退させることなく、継続のための**普遍的なルールづくりが、今こそ、大切です。**

基本条例を制定し、公開することにより、別府市議会、別府市議会議員としての活動が評価されやすくなる。

全国の市町村議会の制定状況

- 全国市議会議長会調査(平成26年12月末現在)
813市中 401市 が制定(制定率 49.3%)
- 早稲田大学マニフェスト研究所(平成26年3月末現在)
全国の市町村議会 全体で 41%が制定
市では 51%
- 大分県下14市議会の制定状況
14市中 10市 が制定済(中津市は制定予定)
未制定・・・臼杵市、宇佐市、別府市

条例の構成【前文・10章・全26条】

前 文

第1章 目的

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

第3章 市民と議会との関係

第4章 議会と行政との関係

第5章 自由討議の保障と拡大

第6章 委員会の活動

第7章 政務活動費

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第10章 最高規範性と条例の検証及び見直し手続

条例の実効性を確保するための、 関係要綱、運用指針及び運用例

(第8条関係)

「市民と議会との対話集会等」実施要綱(全部改正)

(第9条関係)

反問、反論及び文書質問に関する要綱

反問、反論及び文書質問の運用指針について

反問、反論の具体的な運用例

(第13条関係)

自由討議実施要綱

(第14条関係)

別府市議会政策研究会に関する要綱

別府市議会基本条例

10の特徴

1 歴史と伝統の 「一問一答制」のさらなる推進

(前文、第9条)

別府市議会は、
大正13年4月1日の市制施行以来、
本会議での質疑に当たっては一貫して
「一問一答制」を実践しています。

今後、この歴史と伝統を大切にします。

2 議会運営の6つの原則

(第2条)

市民の代表にふさわしい、
身近で開かれた議会を実現していくために
必要な議会運営の原則を定めています。

- ① 公開性、公正性、透明性の確保による
市民に開かれた信頼される議会
- ② 議事機関として 市政運営の監視
- ③ 市民の 多様な意見の把握
- ④ 議員相互間の 討議による合意形成
- ⑤ 委員会条例や会議規則等の 精査と見直し
- ⑥ 分かりやすい言葉や表現による議会運営

3 議員活動の3つの原則

(第3条)

議会は、「言論の府」として、
多数の議員による
合議を重視する組織であり、
その役割を果たすための原則を定めています。

- ① 議員間の **自由な議論の尊重**
- ② 市民の **多様な意見の把握**
- ③ 議員立法による **積極的な条例提案**

4 災害時等の危機管理対応

(第6条)

大規模災害等

緊急事態の発生時に対する議会の対応
について定めています。

5 市民参加及び市民との連携

(第7条、第8条)

市民参加及び市民との連携を基本として、
議会が市民に対して果たすべき
重要な責任を定めています。

- ① 議会活動に関する情報の積極的公表
- ② 市民との意見交換の場の活用による政策提案の拡大
- ③ 請願者や陳情者に対する意見を聴く機会の確保
- ④ 日曜議会等による傍聴機会の拡大
- ⑤ 市民と議会との対話集会等の開催

6 議会と市長等との緊張関係の保持

(第9条、第11条、第12条)

二元代表制における議会と市長等は、常に緊張関係を保持し、会議の論点や争点などを明確にするための具体的な手段を定めています。

- ① 反問権、反論権の付与
- ② 文書質問の制度化
- ③ 議決すべき事件の積極的検討
- ④ 決算審査における議会の評価(事業評価制度の導入)

反問について

議会の審議（議案質疑、一般質問）において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、問い返すこと（反問権という）。

- 質問の趣旨又は根拠を確認する場合
- 考え方を確認する場合

ただし、対案を求めることは認めていない。
反問権行使中は、持ち時間を停止する。

反論について

議会の審議において、議長又は委員長の許可を得て、議員または委員からの条例の提案、議案の修正、決議等に対して、反対の意見や建設的な意見を述べること（反論権）。

- 質問の趣旨又は根拠を確認する場合
- 考え方を確認する場合
- 反対の意見又は建設的な意見を述べる場合

文書質問について

- (1) 文書質問ができる期間は、会期中を除く期間。
- (2) 文書質問の内容は、一般質問に相当する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載し、議長に提出。
- (3) 提出された質問書は議長から市長等に送付。
- (4) 市長等は、速やかに答弁書を議長に提出。答弁書を提出できない場合は、その理由を連絡するものとする。
- (5) 議長は、提出できない連絡を受けたときは、速やかに質問者にその旨を連絡するものとする。
- (6) 議長は、答弁書の提出を受けたときは、当該質問者に送付。
- (7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存し、全議員に配布するものとする。
- (8) 質問書及び答弁書の内容は、市議会公式ホームページで公開。
- (9) 文書質問は、緊急性等、直ちに必要な事項とし、市長等の職務に支障が生じると思われる場合は、議長においてその取扱いを調整する。

7 自由討議の保障及び拡大

(第13条、第14条)

議会は討論の場(言論の府)であることから、議員間の自由討議を重視した運営や政策の立案などが十分に行える場づくりを定めています。

- ① 議員相互の自由討議
- ② 政策立案や政策提言のための政策研究会の設置

8 委員会における参考人制度や 公聴会制度の十分な活用

(第15条)

委員会の運営では、
多様な意見聴取の手法として

- ① 参考人制度
- ② 公聴会制度

の活用を定めています。

9 議員研修の充実強化と 他の自治体の議会との交流と連携

(第17条、第21条)

議員の資質の向上や
政策形成及び立案能力の向上のための

- ① 研修の充実
- ② 他の市議会との交流と連携

を定めています。

10 別府市議会における最高規範

(第25条)

この条例は、

別府市議会における最高規範

であること を明確にしています。